

神戸リハビリテーション衛生専門学校 学校関係者評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸リハビリテーション衛生専門学校（以下「本校」という。）が本校の保護者など学校関係者（本校の教職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うため、神戸リハビリテーション衛生専門学校学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
(1) 本校が行った自己評価の結果を踏まえた評価
(2) その他学校関係者評価に必要な事項

(組織)

第3条 本校に委員会を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学校 評議員 1名
(2) 学校の学生保護者・卒業生代表 1名
(3) 学校長が必要と認めた者 1名
2 前項第5号に本校の教職員を含めることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 委員会に議長及び副議長を置き、議長は第3条第1号の委員、副議長は同条第2号の委員をもって充てる。
2 議長は、委員会を招集し、主宰する。
3 副議長は、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学校事務局にて処理する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。